

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置の強化（警報レベルの引き上げ：レベル3（赤））

2021年5月28日

- ・5月28日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について最高レベル3（赤）に引き上げ、より制限措置を強化する旨発表しました。
- ・一般商業活動、レストラン等の対面営業が終日不可となります（デリバリー等のみ実施可）。

- 5月28日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について最高レベル3（赤）に引き上げ、より制限措置を強化する旨発表しました（6月9日まで有効）。

- 同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。

- ・エンターテインメント、文化関連イベント等を実施するための施設（ライブハウス、劇場、映画館、博物館など）。
- ・レセプションなどのイベントを実施するための施設。
- ・展示場、会議場、スポーツイベント実施のための施設。
- ・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・共有スペースにおける人の密集を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・個人、集団スポーツ用スペースの利用（スポーツジム、スポーツクラブ、コンドミニオ等に所在するものも含む）。
- ・不要不急の夜間外出（21時～翌5時）
- ・公共道路におけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

- ・一般商業活動、サービスの実施：9時～19時、月～土、デリバリー、ドライブスルー形式のみ実施可。日曜日は営業不可。
- ・ショッピングセンター：9時～19時、月～土、デリバリー形式のみ実施可。日曜日は営業不可。
- ・レストランなど：10時～22時、デリバリー、ドライブスルー、テイクアウト形式のみ毎日実施可。
- ・軽食堂など：6時～22時、デリバリー、ドライブスルー、テイクアウト形式のみ毎日実施可。
- ・パン屋など：6時～20時、月～土、日曜日は7時～18時まで営業可。店舗での飲食は不可。
- ・ガソリンスタンドに併設しているコンビニエンスストア：6時～20時まで営業可。店舗での飲食は不可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など：7時～20時、月～土まで営業可。日曜日はデリバリーのみ。店舗内での飲食は不可。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の50%までとする。

- 4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。

- 上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

[https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-entra-em-bandeira-vermelha-contra-covid-veja-](https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-entra-em-bandeira-vermelha-contra-covid-veja)

[como-ficam-as-atividades/59154](https://www.como-ficam-as-atividades/59154)

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト
<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

(問い合わせ先)
在クリチバ日本国総領事館
－電話 : 41-3322-4919
－e-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp